

○広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令

平成5年10月1日

本部訓令第25号

〔注〕平成22年12月から改正経過を注記した。

改正 平成5年12月本部訓令第31号

平成6年9月本部訓令第28号

平成12年6月本部訓令第31号

平成15年1月本部訓令第4号

平成15年10月本部訓令第33号

平成17年4月本部訓令第13号

平成22年12月本部訓令第37号

平成26年9月本部訓令第18号

平成28年1月本部訓令第2号

平成28年3月本部訓令第11号

平成28年12月本部訓令第44号

令和4年3月本部訓令第13号

警察本部

警察学校

各警察署

広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令

警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令（昭和31年広島県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 責務（第3条—第5条）

第3章 懲戒審査委員会

第1節 総則（第6条—第9条）

第2節 審査等（第10条—第16条）

第4章 懲戒処分、訓戒及び注意（第17条—第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、広島県警察職員の懲戒処分、訓戒及び注意の取扱いに関し、職員の利益と公平を期するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年広島県条例第40号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、広島県警察本部長（以下「本部長」という。）の任命する警察職員をいう。

2 この訓令において「監督者」とは、職員を職務上監督する地位にある者（巡査部長以上の階級にある警察官及び職務上上位の職にある警察官以外の警察職員をいう。）をいう。

3 この訓令において「所属長」とは、監督者のうち、広島県警察本部（以下「本部」という。）の課、室、隊、所及び警察学校並びに警察署（以下これらを「所属」という。）の長をいう。

4 この訓令において「規律違反」とは、職員が法第29条第1項各号の一に該当する場合をいう。

（一部改正〔平成26年本部訓令18号〕）

### 第2章 責務

（全部改正〔平成26年本部訓令18号〕）

#### (職員の責務)

第3条 職員に規律違反があると認める（職務上監督する職員に規律違反があると認める場合を除く。）職員は、速やかにその旨を自らが所属する所属長又は警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）に報告するよう努めなければならない。

（全部改正〔平成26年本部訓令18号〕）

#### (監督者の責務)

第3条の2 職務上監督する職員に規律違反があると認める監督者（所属長を除く。）は、直ちにその旨を自らが所属する所属長に報告しなければならない。

（全部改正〔平成26年本部訓令18号〕）

#### (所属長の責務)

第4条 所属の職員に規律違反があると認める所属長又は前2条の規定による報告を受けた

所属長は、直ちにその旨を監察官室長に報告しなければならない。

(全部改正〔平成26年本部訓令18号〕)

(監察官室長の責務等)

第5条 監察官室長は、職員に規律違反があると認める場合は、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、別記様式第1号の申立書に次の各号に掲げる証拠及び別記様式第2号の身上調査書を添えて、本部長に申し立てなければならない。

- (1) 規律違反があると認める職員の聴取書又は始末書（当該職員が供述又は始末書の提出を拒んだ場合にあつては、事実調査書）
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 報告に係るものについては、その報告の書類
- (4) その他証拠

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(全部改正〔平成26年本部訓令18号〕)

### 第3章 懲戒審査委員会

#### 第1節 総則

(懲戒審査委員会の設置)

第6条 職員の懲戒処分の公平を期するため、本部に懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、本部長の要求に基づき、職員の規律違反の事案を審査する。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、警務部長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務部首席監察官、警務部警務課長及び警察学校長をもって充て、その他委員長が指名する者を委員にすることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が委員長を代理する。

(委員長印)

第8条の2 懲戒審査委員会委員長印の制式は別表のとおりとし、委員長はその印影をあらかじめ本部長に届け出るものとする。

(追加〔令和4年本部訓令13号〕)

(委員会の書記)

第9条 委員会に書記を置く。

- 2 書記は、警務部監察官室の職員をもって充てる。
- 3 書記は、委員会の事務を整理する。

(一部改正〔平成26年本部訓令18号〕)

## 第2節 審査等

(審査の要求)

第10条 本部長は、第5条第1項の規定による申立てを受けた場合において、申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)に対する懲戒処分を必要と認めるときは、別記様式第3号による懲戒審査要求書に証拠を添えて、直ちに委員会に審査を要求するものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令18号〕)

(勤務に関する指示)

第11条 本部長は、前条の規定により審査を要求した場合において、必要があると認めるときは、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品又は貸与品の返納を命ずることができる。

(一部改正〔平成26年本部訓令18号〕)

(被申立者への通知等)

第12条 委員長は、委員会に対する第10条の規定による審査の要求(以下「審査要求」という。)があった場合は、その旨を別記様式第4号による審査通知書により、所属長を経て被申立者に通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができないときは、通知を省略することができる。

- 2 被申立者は、前項の規定による通知を受けた場合は、別記様式第4号による回答書により、口頭審査を要求するかどうかを所属長を経て直ちに回答しなければならない。
- 3 委員長は、被申立者が通知を受けた日の翌日から5日以内に前項の規定による回答をしないときは、口頭審査の要求がないものとみなすことができる。

(委員会の審査)

第13条 委員長は、第10条の規定による審査の要求があった場合は、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、要求した日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。

- 2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員長が委員会の審査のため必要があると認めた場合は、被申立者その他関係者の出席を求

めて、口頭審査によることができる。

- 3 委員会の審査は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ行うことができない。
- 4 委員会の審査は、委員長及び出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会の審査に当たっては、申立ての概要及び証拠等について、監察官室長に説明させなければならない。
- 6 書記は、別記様式第5号により、審査の記録を作成しなければならない。
- 7 委員会の審査は、公開しない。

(一部改正〔平成26年本部訓令18号〕)

(除斥及び回避)

第14条 委員長及び委員は、自己又はその親族に係る事案の審査に当たることができない。

- 2 委員長及び委員は、審査に付された事案について自ら審査に当たることが適当でないことを認めるときは、その理由をあげて回避の申立てをすることができる。

(口頭審査の手続)

第15条 委員長は、口頭審査を行う場合は、被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を通知しなければならない。

- 2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないとき又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。
- 3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。
- 4 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに委員長に対し、別記様式第6号の要求書により、被申立者の証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。
- 5 委員長は、前項の要求を受けた場合は、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

(全部改正〔平成26年本部訓令18号〕)

(委員会の答申)

第16条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、別記様式第7号による答申書により、委員長から本部長に答申するものとする。

- 2 前項の答申は、任命権者としての本部長の権限を拘束するものではない。

(一部改正〔平成26年本部訓令18号〕)

#### 第4章 懲戒処分、訓戒及び注意

##### (懲戒処分)

第17条 懲戒処分は、当該職員に対し、別記様式第8号による懲戒処分書及び別記様式第9号による処分説明書を交付して行い、免職の場合を除き、当該職員から本部長あての誓約書を徴するものとする。この場合において、その処分を受けるべき者の所在が明らかでないときは、条例第2条第2項の規定により、広島県報に、その内容、理由その他必要な事項を登載するものとする。

2 前項後段の規定による広島県報への登載は、別記様式第10号による広島県警察本部告示により行うものとする。

(一部改正〔平成22年本部訓令37号〕)

##### (訓戒)

第18条 本部長は、懲戒処分を要しないと認める規律違反について、訓戒を行い、又は所属長にこれを行わせることができる。

2 本部長の訓戒は、当該職員に対し、別記様式第11号による本部長訓戒書を交付して行い、当該職員から本部長宛ての誓約書を徴するものとする。

3 所属長の訓戒は、当該職員に対し、別記様式第13号による所属長訓戒書を交付して行い、当該職員から所属長宛ての誓約書を徴するものとする。

(一部改正〔平成22年本部訓令37号・28年44号〕)

##### (注意)

第19条 本部長は、訓戒を要しないと認める規律違反について、注意を行い、又は所属長にこれを行わせることができる。

2 本部長の注意は、当該職員に対し、別記様式第14号による本部長注意書を交付して行い、当該職員から本部長宛ての誓約書を徴するものとする。

3 所属長の注意は、当該職員に対し、別記様式第16号による所属長注意書を交付して行い、当該職員から所属長宛ての誓約書を徴するものとする。

(一部改正〔平成22年本部訓令37号・28年44号〕)

##### (文書の代理交付)

第20条 本部長は、第17条第1項、第18条第2項及び第19条第2項の規定による文書の交付及び誓約書の徴収を、所属長その他適当と認める者に行わせることができる。

(全部改正〔平成22年本部訓令37号〕、一部改正〔平成28年本部訓令44号〕)

##### (報告)

第21条 第20条の規定により、本部長の命を受けて文書を交付した者は、徴した誓約書を添えて、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を所属長が行う場合は、監察官室長を経由して行うものとする。

3 所属長は、所属長の訓戒又は注意を行ったときは、訓戒書又は注意書の写しに誓約書の写しを添えて、速やかに監察官室長を経由して本部長に報告しなければならない。

(追加〔平成22年本部訓令37号〕、一部改正〔平成28年本部訓令44号〕)

## 第5章 雑則

### (処分台帳)

第22条 監察官室長は、別記様式第17号による処分台帳を年度ごとに備え付け、規律違反に対する懲戒処分、訓戒及び注意の状況を明らかにしなければならない。

(一部改正〔平成22年本部訓令37号〕)

### (文書の保存)

第23条 この訓令による文書の保存期間は、5年とする。

(一部改正〔平成22年本部訓令37号〕)

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年12月24日本部訓令第31号)

1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成6年9月27日本部訓令第28号)

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成12年6月9日本部訓令第31号)

この訓令は、平成12年6月9日から施行する。

附 則 (平成15年1月28日本部訓令第4号)

この訓令は、平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月8日本部訓令第33号)

この訓令は、平成15年10月8日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日本部訓令第13号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月27日本部訓令第37号）

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年3月24日本部訓令第11号）抄  
（施行期日）

- 1 この訓令は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第1条に規定する政令で定める日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年12月19日本部訓令第44号）

この訓令は、平成29年1月4日から施行する。

附 則（令和4年3月17日本部訓令第13号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条の2関係）

（追加〔令和4年本部訓令13号〕）

表示する文字	大きさ
広島県警察 本部懲戒 審査委員 会委員長	24ミリメートル平方



(別記)

様式第1号(第5条関係)

	年	月	日
申 立 書			
警 察 本 部 長 様			
警 務 部 監 察 官 室 長			
次の者の規律違反につき、次のとおり申し立てる。			
	所 属		
	階級(職)	氏	名
1	規律違反発覚の端緒		
2	規律違反の年月日及び場所		
3	規律違反の内容		
4	申立てに当たって参考となる事項		

注 申立てに当たって参考となる事項欄には、部内及び社会の反響、処分を加重し、又は軽減すべき事由、処分に対する意見等を記載すること。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日
身 上 調 査 書
警 務 部 監 察 官 室 長 様
所 属 長
次の者の身上関係は、次のとおりである。
所 属 階級(職) 氏 名 生年月日(歳)
1 採用年月日
2 現配置年月日
3 給料月額及び家族の状況
4 既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由
5 既往の表彰の種別、回数及び理由
6 勤務成績の良否
7 平素の行状
8 その他参考事項

注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

懲 戒 審 査 要 求 書

広島県警察本部

懲戒審査委員会委員長 様

警 察 本 部 長

( 監 察 官 室 )

広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令第10条の規定により、次の者の規律違反につき審査を要求する。

所 属 階級 (職) 氏 名	
規 律 違 反 の 事 実	
添 付 書 類 等	
備 考	

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

所 属  
階級(職) 氏 名 様

広島県警察本部  
懲戒審査委員会委員長 印

審 査 通 知 書

あなたの次の事案について、当委員会に懲戒審査要求があったから通知します。  
この通知書を受け取ったときは、次の回答書により、口頭審査を要求するかどうかを  
所属長を通じて直ちに回答してください。

事案の概要
-----
-----
-----

----- 切 ----- 取 ----- り ----- 線 -----

回 答 書

- 1 審査通知書を、 年 月 日受け取りました。
- 2 口頭審査要求については
  - (1) 要求しません。
  - (2) 要求します。

年 月 日

広島県警察本部 懲戒審査委員会委員長 様

所 属  
階級(職) 氏 名 印

様式第5号(第13条関係)

懲戒審査委員会の会議における記録

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 出席者
- 4 付議事項
- 5 主な発言内容
- 6 議決事項

様式第6号(第15条関係)

年 月 日

要 求 書

広島県警察本部  
懲戒審査委員会委員長 様

所 属  
階級 (職) 氏 名 ㊦

次の証人を呼び出してください。

私の規律違反に係る審査について、

次の証拠について審査を要求します。

1 証人の住所及び氏名

2 証拠

様式第7号(第16条関係)

年 月 日

答 申 書

警 察 本 部 長 様

広島県警察本部

懲戒審査委員会委員長 印

年 月 日付け懲戒審査要求書に基づき審査した結果を次のとおり答申する。

- 1 被申立者
- 2 懲戒処分の要否、種別及び程度

委員長 氏 名  
委員 氏 名

様式第8号(第17条関係)

懲戒処分書			
(氏名)		(階級(職))	
(懲戒処分の内容)			
年 月 日 広島県警察本部長 階級 氏 名 印			
交付年月日	年 月 日	交付方法	



様式第9号(第17条関係)

処 分 説 明 書			
交 付	年 月 日	整 理 番 号	No.
処 分 者	広島県警察本部長 階 級 氏 名 <input type="text"/>		
<p>(教示) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県人事委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分に対する取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。裁決を経た後には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分に対する取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県公安委員会となります。)</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			
処分を受けた職員	所 属	<input type="text"/>	
	階 級 (職)	<input type="text"/>	
	氏 名	<input type="text"/>	
処分年月日	年 月 日		
処分の種別及び程度	<input type="text"/>		
根拠法規	<input type="text"/>		
処分の理由 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----			

様式第10号(第17条関係)

広島県警察本部告示第 号

懲戒処分書を受けるべき者の所在を知ることができないので、警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年広島県条例第40号）第2条第2項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

広島県警察本部長

階 級 氏

名

- 1 懲戒処分を受けた者
- 2 懲戒処分の内容
- 3 処分年月日

様式第11号(第18条関係)

本 部 長 訓 戒 書

所 属

階級(職) 氏 名

上記の者は、(規律違反の事実を記載) .....

上記に対し、広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令第18条第1項の規定により訓戒する。

年 月 日

広島県警察本部長

階 級 氏 名 印

様式第13号(第18条関係)

所 属 長 訓 戒 書

所 属

階級(職) 氏 名

上記の者は、(規律違反の事実を記載)……………。

上記に対し、広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令第18条第1項の規定により訓戒する。

年 月 日

所 属 長

階級(職) 氏 名 印

様式第14号(第19条関係)

本 部 長 注 意 書

所 属

階級(職) 氏 名

上記の者は、(規律違反の事実を記載)……………。

上記に対し、広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令第19条第1項の規定により注意する。

年 月 日

広島県警察本部長

階 級 氏 名 印

様式第16号(第19条関係)

所 属 長 注 意 書

所 属

階級(職) 氏 名

上記の者は、(規律違反の事実を記載)……………。

上記に対し、広島県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令第19条第1項の規定により注意する。

年 月 日

所 属 長

階級(職) 氏 名 印

様式第17号(第22条関係)

番号	処分等の 年月日	規律違反者			処分等の種 別、程度	処分等の理由	その他
		所属	氏名等	年齢			

別記様式第1号（第5条関係）

（一部改正〔平成26年本部訓令18号・28年2号・令和4年13号〕）

様式第2号（第5条関係）

（全部改正〔平成26年本部訓令18号〕、一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和4年13号〕）

様式第3号（第10条関係）

（全部改正〔平成26年本部訓令18号〕、一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和4年13号〕）

様式第4号（第12条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令13号〕）

様式第5号（第13条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令13号〕）

様式第6号（第15条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令13号〕）

様式第7号（第16条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令13号〕）

様式第8号（第17条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令13号〕）

様式第9号（第17条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和4年13号〕）

様式第10号（第17条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令13号〕）

様式第11号（第18条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令13号〕）

様式第12号 削除

（削除〔平成28年本部訓令44号〕）

様式第13号（第18条関係）

（一部改正〔平成22年本部訓令37号・令和4年13号〕）

様式第14号（第19条関係）

（一部改正〔平成22年本部訓令37号・令和4年13号〕）

様式第15号 削除



(削除〔平成28年本部訓令44号〕)

様式第16号 (第19条関係)

(一部改正〔平成22年本部訓令37号・令和4年13号〕)

様式第17号 (第22条関係)

(一部改正〔平成22年本部訓令37号・令和4年13号〕)